

平成30年第3回青森市議会定例会提出案件（本会議6日目提出）

件 名		提出 件数
諮 問	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について ○ 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について ○ 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について ○ 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について ○ 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について ○ 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について ○ 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について ○ 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について ○ 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について ○ 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について 	
	計	10
合 計		10

○ 諮 問

諮問第 9 号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の督促処分について、審査請求があったので、地方自治法第 231 条の 3 第 7 項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容	平成 29 年度下水道使用料督促処分を取り消すとの決定を求める。
督促処分の内容	平成 29 年 6 月分の下水道使用料
関係法令	地方自治法第 231 条の 3 第 7 項

諮問第 10 号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の徴収処分について、審査請求があったので、地方自治法第 229 条第 2 項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容	平成 29 年度下水道使用料徴収処分を取り消すとの決定を求める。
徴収処分の内容	平成 29 年 7 月分の下水道使用料
関係法令	地方自治法第 229 条第 2 項

諮問第 11 号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の督促処分について、審査請求があったので、地方自治法第 231 条の 3 第 7 項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容	平成 29 年度下水道使用料督促処分を取り消すとの決定を求める。
督促処分の内容	平成 29 年 7 月分の下水道使用料
関係法令	地方自治法第 231 条の 3 第 7 項

諮問第 12 号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の徴収処分について、審査請求があったので、地方自治法第 229 条第 2 項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容	平成 29 年度下水道使用料徴収処分を取り消すとの決定を求める。
徴収処分の内容	平成 29 年 8 月分の下水道使用料
関係法令	地方自治法第 229 条第 2 項

諮問第 1 3 号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の督促処分について、審査請求があったので、地方自治法第 2 3 1 条の 3 第 7 項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容 平成 2 9 年度下水道使用料督促処分を取り消すとの決定を
求める。
督促処分の内容 平成 2 9 年 8 月分の下水道使用料
関係法令 地方自治法第 2 3 1 条の 3 第 7 項

諮問第 1 4 号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の徴収処分について、審査請求があったので、地方自治法第 2 2 9 条第 2 項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容 平成 2 9 年度下水道使用料徴収処分を取り消すとの決定を
求める。
徴収処分の内容 平成 2 9 年 9 月分の下水道使用料
関係法令 地方自治法第 2 2 9 条第 2 項

諮問第 1 5 号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の督促処分について、審査請求があったので、地方自治法第 2 3 1 条の 3 第 7 項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容 平成 2 9 年度下水道使用料督促処分を取り消すとの決定を
求める。
督促処分の内容 平成 2 9 年 9 月分の下水道使用料
関係法令 地方自治法第 2 3 1 条の 3 第 7 項

諮問第 1 6 号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の徴収処分について、審査請求があったので、地方自治法第 2 2 9 条第 2 項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容 平成 2 9 年度下水道使用料徴収処分を取り消すとの決定を
求める。
徴収処分の内容 平成 2 9 年 1 0 月分の下水道使用料
関係法令 地方自治法第 2 2 9 条第 2 項

諮問第 17号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の督促処分について、審査請求があったので、地方自治法第231条の3第7項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容	平成29年度下水道使用料督促処分を取り消すとの決定を求める。
督促処分の内容	平成29年10月分の下水道使用料
関係法令	地方自治法第231条の3第7項

諮問第 18号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の徴収処分について、審査請求があったので、地方自治法第229条第2項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容	平成29年度下水道使用料徴収処分を取り消すとの決定を求める。
徴収処分の内容	平成29年11月分の下水道使用料
関係法令	地方自治法第229条第2項